

2021年11月17日制定

コーチング学学位プログラムにおける早期修了に関する申し合わせ

大学院学則第44条第2項の適用に際し、コーチング学学位プログラムにおける早期修了に関する「優れた研究業績をあげた学生」の認定基準については、つぎのとおり取り扱う。

1. 適用者の認定基準

- (1) 当該学生の学位論文に係る研究水準が、コーチング学学位プログラムが定める標準修業年限で課程修了の認定を受ける者が到達する研究水準と同等以上の水準に達したと認められ、かつコーチングの実務に関する能力を有すると認められる者。
- (2) 申請する学位論文に関連する論文が、コーチング学学位プログラムの「学位論文審査に必要な関連論文に関する申し合わせ」に定める学術雑誌に筆頭著者として2編以上が掲載されていること、または掲載可であることが採択証明書等によって確認できること。加えて、全国的な競技実績または指導実績が証明書等によって確認できること。

2. 審査方法

- (1) 人間総合科学学術院の「早期修了の適応について」に定める「認定基準」「提出書類」及び「検討委員会」に基づき審査する。
- (2) 学位プログラムリーダーは、研究指導教員から適用者の要望があった場合には、次の書類を提出させ、検討委員会に審査を託するものとする。
 - ① 研究指導教員からの要望書（別紙1）
 - ② 当該学生の個人調書等（別紙2）
 - ③ 業績・研究業績目録（別紙3）
 - ④ 関連論文
 - ⑤ 競技実績または指導実績に関する証明書等
- (3) 関連論文、ならびに競技または指導実績は、コーチング学学位プログラム内の早期修了検討委員会において審査する。

3. 学位論文の審査

- (1) 学位論文の審査に関する手続きは、「コーチング学学位プログラム学位論文審査の手続きに関する申し合わせ」に基づき行う。

附則

- (1) この申し合わせは、令和4年度より適用する。